対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域			
沖縄県名護市	字喜瀬、字許田、字久志及び字幸喜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
沖縄県国頭郡恩納村	字安富祖（次の図面に示す部分に限る。）、字恩納（次の図面に示す部分に限る。）、字喜瀬武原、字瀬良垣、字谷茶（次の図面に示す部分に限る。）及び字名嘉真（次の図面に示す部分に限る。）		
沖縄県国頭郡宜野座村	字漢那、字宜野座、字惣慶及び字松田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
沖縄県国頭郡金武町	字伊芸、字金武（次の図面に示す部分に限る。）及び字屋嘉（次の図面に示す部分に限る。）		
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三十四に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	一　北緯二十六度三十分四十秒、東経百二十七度五十九分五十八秒の点 二　北緯二十六度三十一分十七秒、東経百二十七度五十九分五十五秒の点 三　北緯二十六度三十一分四十四秒、東経百二十七度五十九分十二秒の点 四　北緯二十六度三十二分十四秒、東経百二十七度五十八分五十二秒の点 五　北緯二十六度三十二分二十二秒、東経百二十七度五十八分二十秒の点 六　北緯二十六度三十一分二十一秒、東経百二十七度五十六分五十五秒の点 七　北緯二十六度三十一分十七秒、東経百二十七度五十六分十七秒の点 八　北緯二十六度三十分十秒、東経百二十七度五十四分五秒の点 九　北緯二十六度三十分二十五秒、東経百二十七度五十三分四十一秒の点 十　北緯二十六度三十分二十五秒、東経百二十七度五十三分二十九秒の点 十一　北緯二十六度三十分二十七秒、東経百二十七度五十三分二十六秒の点 十二　北緯二十六度三十分二十六秒、東経百二十七度五十三分十七秒の点 十三　北緯二十六度三十一分三秒、東経百二十七度五十二分四十三秒の点 十四　北緯二十六度三十一分五秒、東経百二十七度五十一分四十四秒の点 十五　北緯二十六度三十分三十四秒、東経百二十七度五十一分二十二秒の点 十六　北緯二十六度三十分二十四秒、東経百二十七度五十一分二十秒の点 十七　北緯二十六度三十分十六秒、東経百二十七度五十分三十九秒の点 十八　北緯二十六度二十九分四十七秒、東経百二十七度五十分十九秒の点		

			十九　北緯二十六度二十九分二十三秒、東経百二十七度五十分二十九秒の点 二十　北緯二十六度二十八分四十三秒、東経百二十七度五十分二十七秒の点 二十一　北緯二十六度二十七分五十三秒、東経百二十七度五十分二十九秒の点 二十二　北緯二十六度二十七分三十五秒、東経百二十七度五十分四十八秒の点 二十三　北緯二十六度二十七分一秒、東経百二十七度五十一分十秒の点 二十四　北緯二十六度二十六分四十二秒、東経百二十七度五十一分三十五秒の点 二十五　北緯二十六度二十七分六秒、東経百二十七度五十二分四十二秒の点 二十六　北緯二十六度二十六分四十秒、東経百二十七度五十三分十九秒の点 二十七　北緯二十六度二十六分二十秒、東経百二十七度五十四分二十八秒の点 二十八　北緯二十六度二十六分三十七秒、東経百二十七度五十五分〇秒の点 二十九　北緯二十六度二十七分三十八秒、東経百二十七度五十六分五十秒の点 三十　北緯二十六度二十七分三十七秒、東経百二十七度五十六分五十一秒の点 三十一　北緯二十六度二十七分五十七秒、東経百二十七度五十七分六秒の点 三十二　北緯二十六度二十八分二十五秒、東経百二十七度五十七分十四秒の点 三十三　北緯二十六度二十九分四十二秒、東経百二十七度五十九分五十五秒の点 三十四　北緯二十六度三十分十五秒、東経百二十八度〇分八秒の点
備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。			

三百九十三　金武レッド・ビーチ訓練場

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県国頭郡金武町	字金武
対象防衛関係施設の区域	沖縄県国頭郡金武町	字金武（次の図面に示す部分に限る。）